

広報に関する規定

(規定)

第1条 公益社団法人広島県理学療法士会（以下「本会」という）の広報は、この規程に従うものとする。

(広報の目的)

第2条 本会の定款第4条に記載する事業を遂行すること。

(広報の内容)

第3条 本会の事業に関する内容

2 第4条に定める事業

(他団体主催の事業の広報)

第4条 以下については、他団体から依頼があった場合に広報することができる。

- (1) (公社)日本理学療法士協会、他都道府県理学療法士会主催の事業であること。
- (2) 本会が共催、協賛または後援している事業であること。
- (3) 官公庁や公益法人等による事業や通知のうち、特に本会に重要な内容と常任理事が認めたものであること。

(判断困難な場合)

第5条 この規程にない事情により判断が困難な場合、常任理事会の決定に基づく。

(規定の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

(附則)

- 1 この規程は、平成20年4月27日より施行する。
- 2 この規程は、平成20年8月23日一部改訂により施行する。
- 3 この規程は、平成23年4月2日一部改訂により施行する。
- 4 この規程は、平成23年12月3日一部改訂により施行する。
- 5 この規程は、平成25年12月7日一部改訂により施行する。
- 6 この規程は、平成26年4月19日一部改訂により施行する。